
プロジェクト **法人税等会計基準等の見直し**

項目 **本日の審議事項**

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご審議頂く事項の概要についてご説明することを目的としている。

これまでの経緯

2. 当委員会は、企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という。）の適用対象となる税金を定める方法の見直しを行うことを新規テーマとすることについて、企業会計基準諮問会議に対して検討を要請した。第 53 回企業会計基準諮問会議（2025 年 3 月 3 日開催）での審議を経て、第 543 回企業会計基準委員会（2025 年 3 月 18 日開催）において、企業会計基準諮問会議から当委員会に対して、「法人税等会計基準等の見直し」を新規テーマとする提言がなされた。
3. 当該提言を受け、第 544 回企業会計基準委員会（2025 年 4 月 2 日開催）において、「法人税等会計基準等の見直し」を新規テーマとして取り上げることを決定した。また、以下に記載の本件の検討の方向性に関して、特段の異論は聞かれなかった。
 - (1) 法人税等会計基準において、法人税等会計基準の適用対象となる税金についての原則的な定めを置く。
 - (2) 見直し後の法人税等会計基準の適用範囲については、現行の法人税等会計基準の適用範囲を変更することがないように基準開発を行う。
 - (3) 現行の法人税等会計基準等に定められている個別の税金ごとの具体的な取扱いは、企業会計基準等の適用にあたって参考となる文書である補足文書（公益財団法人財務会計基準機構「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 12 条）において取扱いを示す。
 - (4) 本項(3)により、税制改正によって個別の税金の創設又は廃止が行われたときであっても、企業会計基準等の改正を行うことなく、補足文書の変更により機動的に対応する。
4. 第 93 回税効果会計専門委員会（2025 年 5 月 12 日開催）及び第 547 回企業会計基準委員会（2025 年 5 月 21 日開催）以降に行った審議状況は、以下のとおりである。

検討した項目	企業会計基準委員会	税効果会計専門委員会
・ 現行の法人税等会計基準等の分析	第 547 回 (2025 年 5 月 21 日)	第 93 回 (2025 年 5 月 12 日)
・ 法人税等会計基準の改正の方向性	第 547 回 (2025 年 5 月 21 日)	第 93 回 (2025 年 5 月 12 日)
・ 住民税（均等割）に係る取扱い	第 548 回 (2025 年 6 月 5 日) 第 550 回 (2025 年 7 月 3 日)	第 94 回 (2025 年 6 月 4 日) 第 95 回 (2025 年 7 月 2 日)
・ 見直し後の法人税等会計基準における個別の税金に係る取扱い	第 548 回 (2025 年 6 月 5 日)	第 94 回 (2025 年 6 月 4 日)
・ 受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税に係る取扱い	第 550 回 (2025 年 7 月 3 日)	第 95 回 (2025 年 7 月 2 日)
・ 外国の法令に従い納付する税金等に係る取扱い	第 550 回 (2025 年 7 月 3 日)	第 95 回 (2025 年 7 月 2 日)
・ 適用時期及び経過措置	第 557 回 (2025 年 9 月 18 日) 第 564 回 (2025 年 11 月 18 日)	第 96 回 (2025 年 9 月 11 日) 第 98 回 (2025 年 11 月 12 日)

5. 文案についての審議状況は、以下のとおりである。

検討した項目	企業会計基準委員会	税効果会計専門委員会
・ 法人税等会計基準	第 557 回 (2025 年 9 月 18 日) 第 561 回 (2025 年 10 月 20 日) 第 564 回 (2025 年 11 月 18 日) 第 565 回 (2025 年 12 月 9 日)	第 96 回 (2025 年 9 月 11 日) 第 97 回 (2025 年 10 月 16 日) 第 98 回 (2025 年 11 月 12 日) 第 99 回 (2025 年 12 月 23 日)
・ 企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」	第 561 回 (2025 年 10 月 20 日) 第 564 回 (2025 年 11 月 18 日) 第 565 回 (2025 年 12 月 9 日)	第 97 回 (2025 年 10 月 16 日) 第 98 回 (2025 年 11 月 12 日) 第 99 回 (2025 年 12 月 23 日)

・実務対応報告第 42 号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」	第 561 回 (2025 年 10 月 20 日) 第 564 回 (2025 年 11 月 18 日) 第 565 回 (2025 年 12 月 9 日)	第 97 回 (2025 年 10 月 16 日) 第 98 回 (2025 年 11 月 12 日) 第 99 回 (2025 年 12 月 23 日)
・移管指針第 6 号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」	第 561 回 (2025 年 10 月 20 日) 第 564 回 (2025 年 11 月 18 日) 第 565 回 (2025 年 12 月 9 日)	第 97 回 (2025 年 10 月 16 日) 第 98 回 (2025 年 11 月 12 日) 第 99 回 (2025 年 12 月 23 日)
・企業会計基準公開草案第●号『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正 (その X)』	第 564 回 (2025 年 11 月 18 日) 第 565 回 (2025 年 12 月 9 日)	第 98 回 (2025 年 11 月 12 日) 第 99 回 (2025 年 12 月 23 日)
・企業会計基準公開草案第●号『『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正 (その X)』	第 564 回 (2025 年 11 月 18 日) 第 565 回 (2025 年 12 月 9 日)	第 98 回 (2025 年 11 月 12 日) 第 99 回 (2025 年 12 月 23 日)
・補足文書 (案)「我が国における課税対象利益を基礎とする税金及び税効果会計における税率に関する取扱いについて (案)」	第 564 回 (2025 年 11 月 18 日) 第 565 回 (2025 年 12 月 9 日)	第 98 回 (2025 年 11 月 12 日) 第 99 回 (2025 年 12 月 23 日)
・コメントの募集及び本公開草案等の概要	第 565 回 (2025 年 12 月 9 日)	第 99 回 (2025 年 12 月 23 日)

本日の審議事項

6. 本日は、これまでの審議を踏まえ、以下について公表の承認に関するご審議を頂きたい（(1)から(6)の公開草案が公表議決の対象となる。）。なお、第 565 回企業会計基準委員会以降に行った修正は、参考資料としている修正履歴付きの資料をご参照頂きたい（第 565 回企業会計基準委員会以降に修正を行ったファイルのみ参考資料を付している。）。

- (1) 企業会計基準公開草案（企業会計基準第 27 号の改正案）「法人税等に関する会計基準（案）」（審議事項(2)-2）

- (2) 企業会計基準適用指針公開草案（企業会計基準適用指針第 28 号の改正案）「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」（審議事項(2)-3)
 - (3) 実務対応報告公開草案（実務対応報告第 42 号の改正案）「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」（審議事項(2)-4)
 - (4) 移管指針公開草案（移管指針第 6 号の改正案）「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針（案）」（審議事項(2)-5)
 - (5) 企業会計基準公開草案『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（その X）（案）』（審議事項(2)-6)
 - (6) 企業会計基準公開草案『『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（その X）（案）』（審議事項(2)-7)
 - (7) 補足文書（案）「我が国における課税対象利益を基礎とする税金及び税効果会計における税率に関する取扱いについて（案）」（審議事項(2)-8)
 - (8) 「コメントの募集及び本公開草案等の概要」（審議事項(2)-9)
7. なお、第 565 回企業会計基準委員会で聞かれた意見は審議事項(2)-10、第 99 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見は審議事項(2)-11 に記載している。

以上